

北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則

北上市児童生徒就学援助費支給規則（平成26年北上市規則第10号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 平成30年10月1日から<u>平成35年3月31日</u>までにおける第2条第2号の基準額は、基準告示又は生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第317号）による改正前の基準告示の基準額の、いずれか高い基準額とする。</p> | <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 平成30年10月1日から<u>令和6年3月31日</u>までにおける第2条第2号の基準額は、基準告示又は生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第317号）による改正前の基準告示の基準額の、いずれか高い基準額とする。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>  |   |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。